

令和5年度の**住民税非課税世帯**などを対象に  
**「物価高騰臨時特別給付金」を支給**  
 家計急変世帯も支給対象になります

電力・ガス・食料品などの物価高騰により、家計への影響が大きい令和5年度住民税非課税世帯などを対象に、物価高騰臨時特別給付金として、1世帯当たり3万円を支給します。

令和5年度住民税非課税世帯のうち、対象と思われる世帯の世帯主に申請書類（確認書）などを順次郵送しますので、手続きをお願いします。

詳しくは、市HPをご覧ください。物価高騰臨時特別給付金コールセンター（☎77-1711 ※6月19日以降の平日の午前8時30分～午後5時15分）へ。



市HP

①住民税非課税世帯（給付額：1世帯当たり3万円）	
対象世帯	令和5年6月1日時点において、大垣市に住民票があり、世帯全員の令和5年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯
申請方法	対象と思われる世帯主へ申請書類（確認書）などを6月下旬から順次郵送しますので、内容を確認して必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で7月3日（月）から10月2日（月）までに返送してください。※申請書類が届いた人は、電子申請可
②家計急変世帯（給付額：1世帯当たり3万円）	
対象世帯	令和5年1月から9月までの任意の1か月において、予期せず家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税（均等割）が非課税となる世帯と同様の事情にあると認められる世帯 <b>【住民税（均等割）非課税相当の年間収入限度額の参考 ※詳細は市HPに】</b> ▶単身または扶養親族がいない場合……………970,000円 ▶配偶者・扶養親族（1人）を扶養している場合……………1,479,000円 ▶配偶者・扶養親族（計2人）を扶養している場合……………1,899,999円 ▶配偶者・扶養親族（計3人）を扶養している場合……………2,355,999円 ▶配偶者・扶養親族（計4人）を扶養している場合……………2,815,999円 ▶障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合……………2,043,999円
申請方法	7月3日（月）以降に世帯主による申請が必要です。申請書など（市HPからダウンロードまたは、社会福祉課などで配布）に必要事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または、申請窓口（市役所1階会議室1-1、7月3日（月）から10月2日（月）までの平日の午前8時30分～午後5時15分）へ。

※①住民税非課税世帯または、②家計急変世帯に該当する世帯でも、その世帯全員が、住民税（均等割）が課税されている人に扶養されている場合は対象になりません。また、対象世帯であっても、受給できるのは①または②のどちらか1回のみです

**介護保険**

更新手続きをお忘れなく  
**食費・居住費の減額認定**



介護保険制度で、施設サービスや短期入所サービスを利用したときに、住民税非課税世帯の人（※注）は、申請により食費と居住費の負担が軽減されます。

現在の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も継続を希望する場合、6月下旬以降に郵送する申請書に必要事項を記入し、本人と配偶者（配偶者がいない場合は、本人のみ）の預貯金通帳や有価証券などの写しを添えて、7月21日までに介護保険課へ提出してください。新規申請も随時受け付けています。

詳しくは、同課（☎47-7406）へ。

**案内**

**水路の転落事故にご注意を！**

6～10月は、水路などの水量が増えます。次の4点に注意してください。

- ①水路に一人で行かない ②水路で遊ばない ③夜間は水路と道路の境が見えにくい ④スマホを見ながら水路に近づかない

詳しくは、管理課（☎47-8526）へ。



**ごみの屋外焼却はやめましょう**

家庭において、ごみを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境衛生課（☎47-8563）へ。



**新築・増築家屋の調査**

固定資産税の評価算定のため、今年の1月2日以降に新築または増築された家屋の調査を7月から行います。

課税課の職員が順次、調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

訪問日時（平日の午前9時～午後4時）の希望がある人は、同課家屋グループ（☎47-8178）へご連絡ください。



**災害発生に備えましょう！**  
 ～SNSで防災情報を配信しています～



防災情報などをLINE、Twitter、FacebookなどのSNSやメールで配信しています。事前に情報を収集して災害に備え、災害発生時には信頼できる情報源から正しい情報を受け取って、適切なタイミングで避難することが大切です。

市公式LINEアカウントの友だち追加や市に関する防災情報をまとめた専用HP「防災ポータルサイト」の防災情報の収集ページから配信登録をお願いします。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。

**防災情報はこちらからアクセス**



市公式LINEアカウント



市防災ポータルサイト



**（注）**

住民税非課税世帯の人でも、次に該当する人は対象になりませんのでご注意ください。

- ①配偶者が住民税課税の場合（世帯分離をしている場合も含む）
- ②預貯金・有価証券などが、下表の金額を超える場合

所得の状況	預貯金などの資産の状況	
本人の年金収入額（非課税年金を含む） + その他の合計所得金額	80万円以下	単身 650万円 夫婦 1,650万円
	80万円超120万円以下	単身 550万円 夫婦 1,550万円
	120万円超	単身 500万円 夫婦 1,500万円

※課税世帯であっても、該当する場合があります。要件など詳しくは、同課へお尋ねください